

**令和6年度愛知産ジビエ販路拡大事業（ジビエ消費拡大イベント開催事業）
委託業務仕様書**

1 委託事業名

令和6年度愛知産ジビエ販路拡大事業（ジビエ消費拡大イベント開催事業）委託業務

2 業務の目的

農作物被害防止のために捕獲したイノシシとニホンジカの肉（ジビエ）を貴重な地域資源と位置づけ、「愛知産ジビエ」としてその取組への理解や活用を進めることは、中山間地域の活性化を図るとともに、農作物被害の軽減にもつながり、ひいては農業者の離農防止に寄与する。

豚熱の影響により飲食店等におけるジビエ利用が低迷していることに加えて、消費者のジビエに対する認知度も低いことから、ジビエの消費拡大に向けたイベントを実施し、需要を拡大させる必要がある。

このため、県内のイベントへのブース出店により愛知産ジビエをPRし、ジビエの消費拡大を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務の内容

（1）県内のイベントへのブース出店

10月から12月に愛知県内で開催される食に関するイベント及び産地直売所等にブース出店し、愛知産ジビエを使った商品を販売することにより、ジビエの消費拡大を図る。（3回以上）

5 実績報告書の提出

委託業務終了後、委託業務完了報告書（実績報告書）を契約期間内に提出すること。

（1）提出部数等

ア 委託業務完了報告書（実績報告書）（成果物を含む）（A4縦版、横書き）2部
イ アの電子データ（電子メール添付又はCD-R等の記憶媒体で提出）一式

（2）提出先

愛知県農業水産局農政部農業振興課 農村対策グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
E-mail : nogyo-shinko@pref.aichi.lg.jp

（3）その他

実績報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

6 その他

- (1) 受託者は、受託業務の実施に当たり、県と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、県に報告すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行う。
- (4) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (5) 県職員は、随時、委託事業の実施に立ち会うことができるものとする。
- (6) 採用された企画の著作権は、県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8) 委託業務完了報告書、請求書については県が別途用意する様式を使用すること。